

資金決済に関する法律に基づく 前払式支払手段の払戻し手続きの実施について

中日本高速道路株式会社では、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しをいたしますので、申出期間内にお申し出をお願いいたします。

お客さまには払戻しの手続きに関し、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類

安房峠道路回数券

(軽自動車等、普通車、中型車、大型車、路線バス、特大車)

使用できる期間が未設定の回数券に限る

2. 払戻しの申出期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（当日消印有効）

※当該申出期間内に払戻しのお申し出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

3. 払戻しに関する問い合わせ先

NEXCO中日本お客様センター

0120-922-229（通話料無料・年中無休・24時間受付）

【申出の方法及び払戻しの方法】

令和2年4月1日（水）から未使用的回数券の払戻しをご希望のお客さまに払戻し用専用封筒をお送りしますので、NEXCO中日本お客様センターへお問い合わせください。

専用封筒到着後、同封の安房峠道路回数券払戻請求書にご住所、ご氏名、お電話番号、お振込先口座をご記入のうえ、未使用的回数券（原本）を同封し、弊社にご郵送ください。

安房峠道路回数券払戻請求書が弊社に到着後、記載内容等を確認のうえ、ご指定の口座に振込みにて払戻しをいたします。なお、お申込みの受付から払戻金のお振込みまでは約一ヶ月程度かかりますので予めご了承下さい。

※払戻しの金額は、資金決済に関する法律に基づき販売価格にご利用可能額を加算した額（以下、「プレミアム分」という）を含め行います。令和2年4月1日以前に払戻し手続きをしていただいたお客様の払戻しの金額は、プレミアム分を含めた払戻しとはなっておりませんので、払戻しを受けた証明書などを確認のうえ、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

※専用封筒の郵送に係る手数料は弊社が負担いたします。

※払戻し金額の振込手数料は弊社が負担いたします。